

◎新潟海区漁業調整委員会指示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認められた者については適用しない。

令和5年7月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

1 禁止区域

次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点チ 北緯37度17.364分、東経138度21.919分の点

点ツ 北緯37度17.709分、東経138度22.396分の点

点テ 北緯37度17.998分、東経138度21.963分の点

点ト 北緯37度17.725分、東経138度21.510分の点

※緯度、経度は世界測地系による表示

2 禁止期間

令和5年8月20日から令和5年11月30日まで及び令和6年8月20日から令和6年11月30日まで

柿崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図

